

< 新型当座勘定規定 >

改定前	改定後
<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>	<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) <u>証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</u></p> <p>(5) <u>前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</u></p>

7 【当座勘定からの払戻し】

- (1) 当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押捺して提出してください。また、その他別途定める方法により払戻しを行う場合、当行は前記の方法によらずに当座勘定からの払戻しを行うことができます。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

7 【当座勘定からの払戻し】

- (1) 当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押捺して提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

9 【支払の選択】

同日に数件の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。